

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	母子保健に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

磐田市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県磐田市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、以下の事務を行う。 健康診査の実施又は勧奨、養育医療の給付、 保健指導の実施または勧奨、新生児の訪問指導、妊娠届の受理及び審査、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出及び審査、未熟児の訪問指導、 母子包括支援センターが行う事業の実施
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表 第70項、第135項 2.公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども若者家庭センター
②所属長の役職名	こども若者家庭センター長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1 磐田市役所 広報広聴・シティプロモーション課 市民相談センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒438-0077 静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所 こども若者家庭センター
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月15日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子育て支援課	子育て支援課、健康増進課		
平成28年1月15日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 山内 秋人	子育て支援課長 山内 秋人、健康増進課長 高梨 恭孝		
平成28年1月15日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒438-0077 静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所 子育て支援課	〒438-0077 静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所 子育て支援課、健康増進課		
平成28年1月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	平成28年1月15日 時点		
平成28年1月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	平成28年1月15日 時点		
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 山内 秋人、健康増進課長 高梨 恭孝	子育て支援課長 高比良 紀恵子、健康増進課長 佐原 直美	事後	人事異動による
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	広報広聴課	広報広聴・シティプロモーション課	事後	組織変更による
平成28年4月28日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月15日 時点	平成28年4月28日 時点		
平成28年4月28日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月15日 時点	平成28年4月28日 時点		
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子育て支援課、健康増進課	こども未来課、健康増進課	事後	機構改革による
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 高比良 紀恵子、健康増進課長 佐原 直美	こども未来課長、健康増進課長	事後	機構改革による
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒438-0077 静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所 子育て支援課	〒438-0077 静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所 こども未来課、健康増進課	事後	機構改革による
令和1年12月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康診査の実施、養育医療給付の申請	健康診査の実施又は勸奨、養育医療の給付、保健指導の実施または勸奨、新生児の訪問指導、妊娠届の受理及び審査、母子健康手帳の交付、	事前	法令改正による
令和1年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第7号 別表第二 項番70	【情報照会】 番号法第9条第7号 別表第二 項番69-2 70 【情報提供】 番号法第9条第7号 別表第二 項番56-2 69-2	事前	法令改正による
令和3年7月1日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第9条第7号 別表第二 項番69-2 70 【情報提供】 番号法第9条第7号 別表第二 項番56-2 69-2	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠となる項)69-2 70	事後	
令和3年7月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	事後で足りるものの任意に事前に提出するもの
令和4年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども未来課、健康増進課	こども未来課		機構改革による
令和4年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども未来課長、健康増進課長	こども未来課長		機構改革による
令和4年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ先連絡先	こども未来課長、健康増進課	こども未来課		機構改革による
令和6年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番49	番号法第9条第1項 別表 項番70	事後	根拠法改正による
令和6年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠となる項)69-2 70 (別表第2における情報照会の根拠となる項)69-2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	根拠法改正による
令和7年1月6日				事後	様式変更による再提出
令和7年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども未来課	こども若者家庭センター	事後	機構改革による
令和7年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども未来課長	こども若者家庭センター長	事後	機構改革による
令和7年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	こども未来課	こども若者家庭センター	事後	機構改革による